

わが国における事業再生市場の現状と課題

PwC FAS パートナー
田 作 朋 雄

産業再生委員
RCC 企業再生検討委員
金融庁顧問

1. 不良債権処理と事業再生

事業再生を不良債権処理問題に矮小化すべきでない。
広い文脈（ペイオフ解禁、減損会計、新 BIS 規制、外国会社との株式交換等）
で把握すべき。

2. 財務リストラと事業リストラ

「リストラ」とはヒト・モノ・カネの再構築の意。
とりわけ「モノ（事業）」のリストラなき「事業再生」など言語矛盾。
「銀行や弁護士が昔から事業再生を行っていたので今さら不要」とのコメントに
は疑義あり。

3. 産業再生機構の機能

- (1) メイン寄せ防止機能
- (2) 権利調整機能
- (3) 事業再生モデル提示機能

4. 事業再生の担い手としてのターンアラウンドマネージャー（TM）

自称 TM の実際の機能は多様。
米国の特殊性に留意すべき（短期 TM と長期 TM、ガバナンスの徹底）

5. 制度としての事業再生市場

民間が不機能の場合には、官の介入ではなく、民間が動いたほうが得（動かない
と損）と感じるようなインセンティブ（税制、情報開示強制、罰則強化等）の整
備と、受け皿としての法制の整備が必要（法制のみ整えてもインセンティブなし
では動かない）。

制度とは狭義の法制等のみでなく、広義に市場でゲームが実際にプレイされる様
式にかんする「共有予想 shared belief」を指す（青木昌彦 [瀧澤・谷口訳] 『比
較制度分析に向けて』 NTT 出版、P.6）。